

衆議院原子力問題調査特別委員会

「原子力のいわゆるバックエンドに 係る諸問題」に関する意見

2025-05-15

龍谷大学政策学部/アドバイザリーボード会員
大島堅一

内容

1. 「バックエンドに係る諸問題」に関する概況と提言

- (1) 「再処理路線」の現状
- (2) 最終処分法の対象となる廃棄物に関する問題
- (3) 高レベル廃棄物処分のスケジュールの問題
- (4) 実効的な国民参加/市民参加のための法制度の必要性

2. 高レベル放射性廃棄物処分プロセスにおける「規制と事業」の未分離問題と提言

- (1) 高レベル放射性廃棄物処分プロセスにおける前提
- (2) 原子力規制委員会設置と最終処分法の一部改正の問題
- (3) 「規制と事業」の未分離の現状～法制度の不備
- (4) 最終処分法/原子炉等規制法改正の必要性

1. 「バックエンドに係る諸問題」に関する概況

「再処理路線」の現状

「再処理路線」は以下の4点で極めて不確実性が高い

1. 六ヶ所再処理工場の竣工時期 の不確実性
2. 核燃料サイクル費用の不確実性

現状の計算はトラブルなく進むことを前提

「不測費用」発生のリスク

3. 原子力発電の将来の不確実性

経済性や事故リスクの残存等の不確実

4. 使用済み核燃料の発生量、プルトニウム燃料の必要性の不確実性

→再処理/原子力利用の是非と最終処分とを切り離す必要がある。

最終処分法の対象廃棄物の問題

現行法の対象

- ・第一種特定放射性廃棄物（ガラス固化体）
- ・第二種特定放射性廃棄物（再処理で発生するTRU廃棄物）

課題

- ・使用済核燃料の直接処分が想定されていない
- ・福島第一原発事故で発生した溶融デブリは再処理できない

提言

- ・使用済核燃料の直接処分と溶融デブリの処分も含めた法改正が必要

高レベル廃棄物処分のスケジュール問題

現状

- ・六ヶ所村保管の海外返還高レベル放射性廃棄物の県外搬出期限：30～50年
 - ・1995年の受け入れ開始から30年が経過
- ・政府資料によれば最終処分地選定プロセスに20年、さらに建設に長期間を要する

課題

- ・処分地選定は非常に困難
- ・20年間で処分地選定完了は楽観的すぎる
- ・2045年の県外搬出期限は守れないと考えるのが自然

提言

- ・政治的スケジュールとは独立した高レベル廃棄物処分スケジュールを設定する必要がある

実効的な国民参加/市民参加の法制度の必要性

- ・高レベル廃棄物は、究極の廃棄物であり、原理的には環境政策の諸原則に則るべきである。
- ・リオ宣言
 - ・「環境問題は、関心のある全ての市民が参加することによって最も適切に扱われる」
- ・2030アジェンダSDGs目標16
 - ・司法アクセス権、あらゆるレベルでの対応的・包摂的・参加型・代表的な意思決定を確保、情報への公共アクセスを確保、基本的自由を保障
- ・外国の事例
 - ・ドイツ：オーフス条約署名。処分地選定法において「市民参加の原則」を明文化
 - ・フィンランド：オーフス条約署名。多層的な実効的市民参加。環境影響評価プログラムの意見募集（30～60日）、公聴会実施、EIA報告書と意見募集、あらゆるプロセスでの透明性。政府提案→市民意見→自治体承認→議会承認。NGOの関与など。

実効的な国民/市民参加の提言

実効的な国民/市民参加を確保

- ①十分な（=合理的な）時間枠を設定（例えば6ヶ月以上等）
- ②ゼロオプションを含むあらゆる選択肢がある中での、早期の段階からの市民参加
- ③意見の適切な配慮と結果の公表：決定の理由、考慮情報の公表は不可欠。
- ④決定の公表
- ⑤政策参加に特化したルールの策定

ステークホルダーの特定とコンサルテーション。社会科学を含む専門家、関連分野のNGOとの間の個別協議。

アジェンダ（議題）設定段階での参加。NGO枠の設定、NGOによる人選。

2. 高レベル放射性廃棄物処分プロセスにおける 「規制と事業」の未分離問題と提言

高レベル放射性廃棄物処分プロセスにおける前提

法制度の基本前提

1. 原子力基本法

- ・ 福島原発事故の反省
- ・ 「規制と事業（・推進）の分離」が基本コンセプト

2. 最終処分法と原子炉等規制法の関係

- ・ 処分地選定は、原子炉等規制法（「災害の防止上支障がない」）の審査と密接に関連
- ・ 「位置」「構造及び設備」は、原子力規制委員会が審査

3. 原子力規制委員会の存在と役割

- ・ 廃棄の事業を含む規制を一元的に所管
- ・ 専門的知見に基づく中立公正・独立した職權行使

原子力規制委員会設置と最終処分法の一部改正の問題

2012年の最終処分法改正の内容

- ① 「原子力安全委員会」を「原子力規制委員会」に置き換えた。
- ② 原子炉等規制法等の表現や条文番号が変わったため、それに合わせて言葉を変更した。

結果

- ① 経済産業大臣が権限を持っていた当時の仕組みのまま
- ② 原子力規制委員会は、独立した許認可権限を持たない原子力安全委員会と同じ位置づけ。

「事業と規制」の未分離の現状～法制度の不備

- (a) 資源エネルギー庁は「事業」、原子力規制委員会は「規制」であり、形式上「事業と規制」が分離されている。
- (b) しかし、NUMO（事業）が、最終処分法6条2項の判定基準（規制）の起案を行った。加えて、その後のプロセスにおいても推進機関である資源エネルギー庁が実質的に安全審査を行った。
- (c) 現行の制度上、最終処分場の「選定」と原子炉等規制法の「許可」との関係が、「推進と規制の分離」の趣旨にあっていない。また、原子力規制を一元的に扱う原子力規制委員会の設置の趣旨にそぐわない。

最終処分法/原子炉等規制法の改正の必要性

- ・高レベル放射性廃棄物処分プロセス/処分地選定プロセスは、適切な安全規制が実施しえない状況（＝「規制と事業」の未分離状態）にある。
- ・このことが、文献調査対象地域となった北海道寿都町、神恵内村で起きた諸問題を引き起こしている。
- ・原子力規制委員会が独立して客観的に安全審査を行えるよう に、安全規制に関わる部分は、原子力規制委員会に一元化すべきである。また、最終処分地選定プロセスの各段階で、原子力規制委員会による審査が必要である。この趣旨で、最終処分法/原子炉等規制法の改正が必要である。

まとめ

- 再処理を前提としない最終処分法に改正する必要がある
 - 使用済核燃料の直接処分も選択肢に含める。
 - 福島第一原発の溶融デブリも対象とする。
- 最終処分プロセスは、政治的スケジュールと分離するべきである。
- 国民参加/市民参加
 - 国民参加/市民参加制度は日本では未成熟である。実効的国民参加を保障する法制度を構築するべきである。
- 規制と事業の分離
 - 原子力規制委員会への安全規制権限の一元化を行うべきである